



## 相談支援従事者研修のカリキュラム改訂について

2020年1月30日発行

相談支援専門員の研修の実施について、告示（「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」等の3告示）の改正が、令和元年9月10日に公布されました。相談支援従事者研修のカリキュラム改訂の内容が示され、令和2年4月1日から適用されることとなりました。（ただし、北海道を含む幾つかの都道府県では、既に改正後の時間数や内容を想定して実施）

まず研修の時間数について、初任者研修は31.5時間（5日間程度）から42.5時間（7日間程度）へと、現任研修については18時間（3日間程度）から24時間（4日間程度）へとそれぞれ変更されました。また初任者研修には、前述の時間数の他に実習も盛り込まれています。（科目は下図参照）

令和2年度以降に初任者研修を受講修了した場合、初回の現任研修受講にあたっては、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があることが受

講要件となり、その後2回目以降の現任研修受講にあたっては、同様の受講要件又は現に相談支援業務に従事していることが受講要件となります。従って、相談支援業務に従事せず、相談支援専門員の任用資格要件を更新するためだけに、現任研修を受講することはできなくなります。また、初任者研修受講修了の翌年度に現任研修を受講修了することもできなくなります。（ただし、令和元年度までに初任者研修等を受講修了している場合は経過措置あり）

令和2年度以降は、告示の公布と同日に発出された、「相談支援従事者研修事業の実施について」の改正にある、標準カリキュラム以上の内容で、相談支援従事者研修が実施されていくこととなります。別に、主任相談支援専門員研修についても平成31年3月に標準カリキュラムが示されており、令和2年度以降、北海道でも主任相談支援専門員研修が開催されることになると考えられます。

## 相談支援専門員研修の告示別表

初任者研修（現行）		時間数	初任者研修（見直し後）		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h	講義	障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5.0h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	8h		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3.0h
	地域支援に関する講義	6h		相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3.0h
演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	11h	講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
合計		31.5h	実習	相談支援の基礎技術に関する実習	-
			合計		42.5h
現任研修（現行）		時間数	現任研修（見直し後）		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	2h	講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5h
	地域生活支援事業に関する講義			相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3.0h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	2h		人材育成の手法に関する講義	1.5h
	協議会に関する講義	2h	講義及び演習	相談支援に関する講義及び演習	18.0h
演習	ケアマネジメントに関する演習	12h	合計		24.0h
合計		18h			
			主任相談支援専門員研修		時間数
新設			講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3.0h
				運営管理に関する講義	3.0h
			講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13.0h
				地域援助技術に関する講義及び演習	11.0h
		合計		30.0h	

今回は自動車事故対策の専門機関である独立行政法人 NASVA(ナスバ)をご紹介します。  
自動車事故による被害者の救済には、自賠責等の保険金ではカバーできない支援の取組が必要です。また、そもそも自動車事故防止の取組も重要です。

この取組を実現するために、NASVAは過去の自賠責の運用益(積立金)を原資として様々な活動をしています。残念ながら交通事故の被害者となられたかたとそのご家族を支援する制度として以下のようなものがあります。

#### ○ 重度後遺障害者となられた方へ介護料支給

- ◇ 対象者 自動車(バイクを含む)事故で、脳や脊髄または胸腹部臓器に損傷を受け、常時または随時の介護を必要とする方で一定の要件に該当する方。(自損、他損、時期は問いません)
- ◇ 支給額 後遺障害の程度や介護サービス、介護用品の購入などに応じて、  
特Ⅰ種 月額82,810~209,430円  
Ⅰ種 月額70,790~165,150円  
Ⅱ種 月額35,400~82,580円の範囲で支給。  
※短期入院について費用を一部助成いたします。
- ◇ 注意 介護保険サービス、労災の介護給付等との併用はできません。ただし、総合支援法に基づくサービスを受けられている場合や入院している場合も対象になることがありますので、お問い合わせください。

#### ○ 交通遺児等育成資金の貸付

- ◇ 対象者 自動車(バイク含む)事故により、死亡または重度後遺障害(脳損・脊損)を負われた方の義務教育終了前の子弟(0歳~中学校卒業まで)
- ◇ 申込者 対象者を扶養している保護者(生活困窮家庭に限ります)
- ◇ 貸付金額 一人につき最初 一時金155,000円  
以後月額 20,000円  
小・中学校入学時に入学支度金 44,000円
- ◇ 貸付期間 貸付決定時から中学校を卒業するまで
- ◇ 利子 無利子
- ◇ 返還方法 貸付期間終了後6ヶ月または1年経過した後に、月賦または月賦半年賦併用による、20年以内の分割均等返還。ただし、高校、大学、その他各種学校への進学者は、卒業までの間、返還を猶予することもできます。

#### ○ 交通遺児等友の会

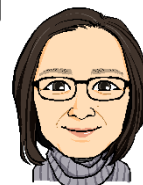
- ◇ 対象者 交通遺児等育成資金貸付の利用者及び当該貸付を終了した19歳までの方。自動車(バイク含む)事故により、死亡または重度後遺障害を負われた方の中学校卒業までの子弟。(公財)交通遺児等育成基金が行う交通遺児等育成基金事業に加入されている方。そのご家族の方。
- ◇ 申込者 対象者を扶養している保護者
- ◇ 活動内容 旅行会や交流会、レクリエーションの開催。書道、絵画、写真などコンテストの開催  
会報の配布(年4回)
- ◇ 参加期間 中学校を卒業または20歳を迎えるまで。
- ◇ 費用等 無料

- お問い合わせ 自動車事故対策機構 札幌主管支所  
HP: <http://www.nasva.go.jp/> (“ナスバ”で検索)  
電話 011-218-8155

(独立行政法人自動車事故対策機構<NASVA> 山畑 雄治氏)

#### 新任職員のあいさつ

皆さま、こんにちは。仙波 由香理 と申します。ご縁があり、昨年11月1日よりワン・オールの一員となりました。基幹相談という初めての職場で、知識も経験も足りず右往左往していますが、日々、勉強を心がけていきたいと思っております。趣味は読書と手芸というインドア派ですが、健康のために歩くことが今年の目標です。どうぞ、よろしくお願いします。



#### 編集後記



今号は、独立行政法人 NASVA(ナスバ)からご寄稿いただきました。今年も、ワン・オールの活動紹介や地域で活躍されている方々にもご寄稿いただきながら、役立つ情報の発信をしていく予定です。

#### さっぽろ地域づくりネットワーク

ワン・オール



〒064-0808

札幌市中央区南8条西2丁目 市民活動プラザ星園 302号

TEL:011-213-0171 FAX:011-213-0172

E-mail: [sapporo@one-all.net](mailto:sapporo@one-all.net) URL: [one-all.net](http://one-all.net)